

「建設汚泥再生品等の有価物該当性に係る審査認証業務」

(略称：再生品認証業務) に関する Q & A

Q 1. 利用先が決まった後、認証申請し、認証が得られるまでに時間を要する場合には、その間に現場工事が終了してしまうため、利用先が決まる前に審査に入り、利用先が決まった後に速やかに認証を得ることはできますか？

A 1. 認証審査申請は、利用先が決まる前から行うことができます。利用先が決まることを前提に申請（施設審査及び再生品審査）して頂き、その時点で審査ができる部分について審査を開始します。利用先が決まり次第、関連する証拠書類等を提出していただき、それに基づき未審査部分の審査を速やかに実施して適当と認められれば認証を行います。

なお、この場合も申請時に、施設審査料金及び再生品審査料金のお支払いが必要になります。

Q 2. 事前相談から適合認証書の交付を受けるまでの時間はどのくらいを要しますか？

A 2. 申請受理後の認証に要する期間は、3ヶ月を基本とすることを考えています。事前相談に要する期間は、要件に対する充足度等に応じてケースバイケースになります。

なお、申請受理は、施設審査基準、再生品審査基準に示した必要書類を申請者が提出した後となります。

Q 3. 1社で複数の施設の認証を申請する場合や、建設汚泥処理施設、再生砕石製造工場、ハイブリッドソイル製造施設を一体的に認証申請をする場合は審査料金の割引はありますか？

A 3. 共通的に審査できる部分がありますので、その部分の審査料金の割引を致します。詳しくは、事前相談時にご相談ください。

Q 4. 優良産廃処理業者の認定を受けている場合や、地方自治体のリサイクル製品の認定を受けている場合には、申請の手続きが簡素化されますか？

A 4. 優良産廃処理業者認定や、地方自治体のリサイクル製品認定を受けている場合には、それらの申請等にご提出して頂いた書類を本申請に活用して頂くことが可能であり、申請者の書類作成等のご負担が低減されると考えられます。

Q 5. 自治体に対する制度の周知はどのようにされますか？

A 5. 当財団のホームページ・機関誌や産業廃棄物行政を対象とした全国会議等を通じて自治体への周知を図って参ります。

Q 6. 再生材の公共工事以外での利用や、他品目への認証対象の拡大の予定はありま

すか？

- A 6. 当面は公共事業に用いられる建設汚泥再生品等を対象にしますが、その実績等を踏まえて対象を拡大していく際には、関係の方々のご意見等を参考に検討致します。